

令和 8 年度水産加工原材料転換等促進事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、主要魚種の不漁や輸入原魚の価格高騰の影響により加工原材料の調達が困難な状況において、水産加工業者が取り組む代替魚種への転換や高付加価値商品の製造・開発等の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において、「水産加工業者」とは、茨城県内に水産加工場を有する者であり、次のいずれかに掲げる者とする。ただし、資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える者を除く。

(1) 補助金交付申請日時点において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（以下「法」という。）第 55 条の規定に基づく水産製品製造業の許可を有する者。

(2) 補助金交付申請日時点において、法第 57 条第 1 項に規定する届出を行っている者（水産物を原材料とした食料品を製造する者に限る。）。

(3) 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき設立された、茨城県内に所在する水産加工業協同組合連合会又は水産加工業協同組合に所属する組合員である者。

2 この要項において、「代替魚種」とは、主として使用してきた既存原材料と水産物の種類が異なる原材料をいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる水産加工業者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 補助金の交付対象となる事業について、同一事業内容の他の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者ではないこと。

(4) 県税に未納がないこと。

(5) その他補助金の支出先として適当ではないと知事が認める者ではないこと。

2 補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表 1 のとおりとし、補助対象経費に補助率を乗じた金額又は補助上限額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が指定する日までに提出しなければならない。なお、申請は、水産加工場が複数ある場合であっても、1加工業者につき1回限りとする。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、書面による申請もできるものとする。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない者については、この限りでない。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げをするときは、補助金取下書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、別表2に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業について別表2に定める事項により事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、遂行状況報告書（様式第5号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を限度として概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）に概算払を受けようとする金額の根拠資料を添えて知事に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、支出証拠書類等必要な書類を添えて実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第86号）を併せて提出しなければならない。

- 3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4条第2項のただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第10条の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 補助金の額の確定は、補助金額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令第71条に規定する期間とする。

(補助金の返還等)

第 13 条 知事は、本事業の実施に当たり、次に掲げる事項に該当するときは、期限を付して既に交付した補助金を返還させる措置を講ずることとする。

- (1) 補助事業者又は事業内容が、要領に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 補助事業者が補助金を要領に定める補助対象経費以外に使用したとき、又は本事業の実施に要する経費以外に使用したとき。
- (3) 補助事業者が要項第 7 条に定める知事の承認を受けることなく事業内容を変更したとき、又は事業を実施しなかったとき。
- (4) 要項に定める実績報告書及び要領に定める成果報告書に虚偽があったとき。

(その他)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要項は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象経費	補助率	補助額
（１）県内の水産加工場において、代替魚種等を活用した新商品または高付加価値商品の製造に必要な設備の導入・改修費 ア 代替魚種を活用した商品の開発・製造に必要な加工施設の整備費、改修費、加工資機材購入費 イ 既存魚種を活用した高付加価値商品の開発・製造に必要な加工施設の整備費、改修費、加工資機材購入費 ※ 施設や資機材の老朽化に伴う単なる更新については、補助対象としない。	1 / 2 以内	上限 10,000 千円 / 1 事業者 下限 500 千円 / 1 事業者
（２）県内の水産加工場において、代替魚種等を活用した新商品または高付加価値商品の開発及び販路開拓等に必要な経費 ア 原材料、消耗品、資材等購入費 イ 検査・分析、加工製造等外注費 ウ 加工資機材リース料 エ 産地視察・買付やバイヤー、アドバイザー旅費等開発に必要な経費 オ 販路開拓に資する経費 ※ 補助事業の遂行に直接必要な追加的経費に限る。	1 / 2 以内	上限 5,000 千円 / 1 事業者 下限 250 千円 / 1 事業者

※上記(1)(2)を併用する場合は、上限を 10,000 千円 / 1 事業者、下限を 250 千円 / 1 事業者とする。

別表 2（第 7 条関係）

1 重要な変更	2 事業の中止又は廃止要件
（１）設備の導入・改修にかかる内容の変更 （２）補助対象経費の 30 パーセントを超える増 （３）補助対象経費の 30 パーセントを超える減	（１）想定しない市況の変動により、経費に見合った事業継続が困難な場合 （２）豪雨、地震等の自然災害や補助事業者の責めに帰さない事故により、事業継続が困難な場合 （３）その他やむを得ない事情により、茨城県知事が中止を認めた場合